

糸島市補助金設計書

所管課 商工観光課

補助金名称	新規起業家応援事業補助金
区分	奨励・支援的事業補助
該当例規等	糸島市商工・観光振興事業補助金交付規程 【内規】糸島市商工・観光振興事業補助金交付基準

【長期総合計画体系】

基本目標 7 __ 地域資源を生かした産業創出のまちづくり

政策 2 __ 商工業の振興

施策 __ 商工業の経営基盤を強化する

1 補助の目的

起業セミナー（創業塾）や専門家相談会の開催、創業関連資金融資の利子補給や、空き物件のリフォームに対する経費の一部を補助することで、新規起業家の増加につなげ、新たな企業活力を呼び込むことができる。

2 成果指標

成果指標：新規起業家数（件／年）
目標値：44人（H30） 60人（R3）

3 補助対象事業・補助対象者

補助対象事業
創業塾の開催、ワンストップ窓口設置による創業・経営支援（専門家相談会の定期的な開催）、創業関連資金融資利子補給、店舗改修サポート（業者紹介・改修費補助）
補助対象者 糸島市商工会、受益者 商工業者

4 補助対象(外)経費

補助対象経費
補助対象事業に直接要する経費

5 補助率・補助限度額、積算根拠

・ を合計した上限額：77万円。なお、国の創業支援事業者補助金の交付を受けた場合は、事業費から当該補助金を除いた額とする。 上限額：5万円 ただし、事業資金を利用した者で、市税等の滞納がなく、借入後1年間、1か月を超える返済の遅れがない者に限る。 リフォーム費用の25%以内（上限30万円）
【補助率例外Aに該当】 ・ の補助金は、国の補助を受けた場合は市補助金の事業費に占める割合は1/3程度。国の補助を受けられなかった場合は最大で補助率100%となることもある。市の創業支援事業を実質的に担う事業に対する補助金であり、実施事業者が商工会に限られるため、高い補助率となる場合も許容している。

6 補助期間（期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う）

令和3年度まで